

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐（総括担当） 稲村 伸）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意、WEB会議システムの説明

2 議 事

南三陸町復興整備協議会規約第7条により、南三陸町の遠藤副町長が議長となる。

（南三陸町副町長 遠藤）

それでは、ただいまから議事に入ります。

議事の流れといたしましては、まず、復興整備計画の全体について、事務局から説明いただき、質疑を行います。

その後、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、農地転用許可の特例に関する事項、農業振興地域の変更に関する事項、地域森林計画区域の変更に関する事項、土地利用基本計画の変更に関する事項、開発許可の特例に関する事項、自然公園の行為許可に関する事項がございますので、それぞれについて説明いただき、質疑を行います。最後に、復興整備計画全体について、了承いただけるかお諮りします。

それでは、南三陸町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（南三陸町事務局 企画課長 阿部）

【様式第2について、主に変更部分を説明】

（南三陸町副町長 遠藤）

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

（出席者一同）

<意見、質問無し>

（南三陸町副町長 遠藤）

ご意見がないようですので、次へ進みます。

今回の復興整備計画では、16ページ（4-②）に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

（南三陸町事務局 企画課長 阿部）

【様式第8について、主に変更部分を説明】

（南三陸町副町長 遠藤）

ただいま、事務局から説明がありました。皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の農村振興課長 清水様、いかがですか。

(東北農政局 農村振興課長 清水)

土地利用方針の計画に対し異存はありません。以上です。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございます。ただ今のご意見をもちまして、この事項につきましては、農林水産大臣のご同意をいただいたものといたします。

次に、12ページ(4-①)に記載のとおり、東日本復興特別区域法第48条の規定に基づき、農業振興地域の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、農業振興地域の変更について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 産業振興課参事 阿部)

【様式第3について、主に変更部分を説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただ今、事務局から説明がありました。皆様からご意見、ご質問はありますか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

ご意見、ご質問がないようですので、議事を進めさせていただきます。

次に、今回の南三陸町復興整備計画では、12ページ(4-①)に記載のとおり、東日本復興特別区域法第48条の規定に基づき、地域森林計画区域の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、地域森林計画の変更について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

【様式第5について、主に変更部分を説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありました。県の林業振興課から補足することはございませんか。

(県林業振興課技術参事兼課長 永井)

本協議会に先立ちまして、東日本大震災復興特別区域法第48条第4項の規定に基づきまして、共同作成者である宮城県知事が、当該事項について平成26年9月15日から5月29日の間におきまして、県庁、町役場はじめ関係機関で縦覧を行い、この間、利害関係者等からの意見はございませんでした。補足説明は以上です。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございました。ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。

まず、宮城県森林審議会委員の川村様、いかがでしょうか。

(宮城県森林審議会委員 川村)

地域森林計画の変更について、異存はありません。なお、道路法面の保全対策に留意して進められるようよろしくお願いします。以上です。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございました。

続いて、宮城北部森林管理署 森林技術指導官 工藤様、いかがでしょうか。

(宮城北部森林管理署 森林技術指導官 工藤)

異議ございません。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございます。

続いて、農林水産省の林野庁 森林整備部の森林計画指導第2係長 松井様、いかがでしょうか。

(林野庁 計画課森林計画指導第2係長 松井)

本計画の変更内容について、異議ありません。

(南三陸町副町長 遠藤)

その他、皆様からご意見、ご質問はございましたらお願いしたいと思います。

(東北工業大学 教授 稲村)

今回、残土処理が入っている箇所についてですが、残土を置いた後の土地利用について、単なる緑地とするのか等、どのような計画が教えてください。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

現況地目は田ですが、現在は遊休地です。残土を置いた後は、畑とする予定です。

(南三陸町副町長 遠藤)

その他、ご質問はございますでしょうか。

ご質問がないようですので、進めさせていただきます。

今回の南三陸町復興整備計画では、12ページ(4-①)に記載のとおり、東日本復興特別区域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、土地利用基本計画の変更について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 企画課長 阿部)

【変更地域別概要について、主に変更部分を説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の地域復興支援課からから補足することはございませんか。

(県地域復興支援課副参事兼課長 熊谷)

ただいまの事務局の説明に対して、特に補足はございません。以上です。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございました。ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。まず、東北工業大学教授の稲村様、いかがでしょうか。

(東北工業大学教授 稲村)

農地の整備については、大変素晴らしいことだと思いますので、進めていただきたいと思います。計画に対し異存はございません。農地に編入する地域について、住宅と農地が混在していた土地だと思うのですが、この区域内に既存の農地はどの位あったのでしょうか。

26ページの変更地域別概要の表中、「変更部分の地目状況」の欄に、農地が16ヘクタールと記載がありますが、この数値でよろしいでしょうか。

(南三陸町事務局 産業振興課参事 阿部)

26ページの変更地域別概要の整理番号1にある16ヘクタールとなります。

(南三陸町副町長 遠藤)

続いて、国土交通省の国土政策局総合計画課 国土管理企画室長の西澤様、いかがでしょうか。

(国土交通省総合計画課 国土管理企画室長 西澤)

計画の変更自体に異存はありません。

1点質問があります。用途地域を廃止し農業振興地域に変更されたということですが、今回、用途廃止した区域内で農業振興地域に編入されなかった部分というのは、どのくらいあるのでしょうか。

(南三陸町事務局 産業振興課参事 阿部)

志津川高校の下の辺りは、元々、用途地域が無かった所に新たに農業振興地域となったところで、6.3ヘクタールくらいです(用途廃止をする区域の中で農業振興地域に編入しない区域は、6.2ヘクタール)。

(南三陸町副町長 遠藤)

その他、本件について皆様からご意見、ご質問はございましたらお願いしたいと思います。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

それでは、会議を進めさせていただきます。

復興整備計画では、16ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

【様式第10について説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の建築宅地課から補足することはございませんか。

(宮城県土木部 建築宅地課長 千葉)

事前に関係図書の提出を受けており、宅地造成の技術基準に適合していることを確認しております。以上、説明を終わります。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございました。ただいま、事務局から、また県建築宅地課から補足説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

それでは、次に進めさせていただきます。

今回の復興整備計画では、16ページ(4-②)に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、自然公園の行為許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

【様式第17について説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の自然保護課からから補足することはございませんか。

(宮城県土木部 自然保護課長 杉下)

この計画については、平成25年10月22日に、特例措置としてみなし許可を得ているものであります。計画内容の一部変更については、従前の計画同様、景観に配慮されたものだと思いますので、これに従って実施していただきたいと思っております。建築される住宅等については、まちづくりルールに基づき、引き続き自然景観に配慮されたものとなるようお願いします。

なお、自然公園法施行規則に定める敷地造成、建築物の新築等に関する付加図面に関する特例は、平成25年10月4日に告示しております。以上です。

(南三陸町副町長 遠藤)

ありがとうございました。ただいま、事務局と県の自然保護課から説明がありましたが、皆様からご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(南三陸町副町長 遠藤)

本件についてご意見等ないものとさせていただきます。

それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、ご了承をいただけるかお諮りをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(出席者一同)

異議なし。(との声あり)

(南三陸町副町長 遠藤)

ただ今、異議なしとのことで、従いまして、今回の復興整備計画全体について、ご了承を頂いたものということになります。ありがとうございました。以上で、議事を終了いたします。

3 閉 会

(宮城県 震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐(総括担当) 稲村 伸)

○協議結果

・集団移転促進事業(3地区)、災害公営住宅整備事業(1地区)、土地改良事業(1地区)のうち、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農地転用区域の変更、同法第49条第4項に基づく開発許可と自然公園の行為許可、同法第48条第2項に基づく地域森林計画区域と農業振興地域、土地利用基本計画の変更について、それぞれ該当する地区ごとに協議会で了承された。